佐世保市から転出される方へ

- ※ 新しい住所に移った日から 14日以内に届出をしてください。(届出が遅れると裁判所から過料が科せられる場合があります。)
- ※ 転出証明書をなくしたり、転出をとりやめるときは手続きが必要ですので、佐世保市役所戸籍住民窓口課 へご連絡ください。

0	転入	、屈に	必要	か主	かも	σ
-	キムノ		بح اسلا.	$^{\prime}$	'a U	\mathbf{v}

- □ 転出証明書(転出届の際に交付を受けた方のみ)
- □ 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- □ 外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証等 (平成24年7月9日以降有効なものに限ります)
- □ 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)

- □ 通知カード・マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方 新しい住所を券面に記載しますので、忘れずに窓口に持参し、提出してください。 □ 印鑑(認印)
- ※ その他の必要書類につきましては、新住所地の市区町村へお問い合わせください。

|◎ マイナンバーカード(個人番号カード)および住民基本台帳カードについて

- 次の条件を満たせば、お引越し後も新住所地でマイナンバーカードおよび住民基本台帳カードを継続して利用することができます。
 - 転入した日から 14日以内 に転入届をしていること。
 - ・ 転出予定日から 30日以内 に転入届をしていること。
 - 転入届をした日から 90日以内 に継続利用の手続きをしていること。
 - ※ 上記手続きを行わなかった場合は、マイナンバーカードおよび住民基本台帳カードが失効しますので、住所変更の手続きはお早めにお願いします。
- 現在、マイナンバーカード(個人番号カード)をお申込みの方(以前の住所でお申込みされた方)
 - 現在のお申込みは無効となりますので、再度、交付申請が必要です。交付申請を希望される方は、新住所地の市区町村へお申し出ください。
- マイナンバーカード(個人番号カード)のお申込みがお済でない方(これからお申込みをご希望の方)
 - 通知カードとともに送付された交付申請書は、使用できません。交付申請を希望される方は、新住所地の市区町村へお申し出ください。

◎ 印鑑登録について

- 印鑑登録をされている方は、佐世保市での印鑑登録が廃止となります。
- させぼ市民カード(印鑑登録証)をお持ちの方は、証明書自動交付機による証明発行はできません。

《お問い合わせ先》

佐世保市役所 戸籍住民窓口課 住所: 〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 電話(代表): 0956-24-1111